

## 24 加工原料乳生産者補給金交付等事業

【14, 170 (15, 777) 百万円】

### 対策のポイント

取引条件が不利な加工原料乳を対象とした生産者補給金の交付、加工原料乳価格が低落した場合の補てん等を行います。

### <背景／課題>

- ・バター・脱脂粉乳等向け生乳（加工原料乳）は、価格がコストを下回っていることから、生乳の再生産を確保するための支援や、価格低落時の補てん等の支援により、酪農家の経営安定を図ることが必要。
- ・併せて、生乳需給の安定のための需要に応じた生産の推進が必要。

### 政策目標

生乳の再生産の確保と需給の安定による酪農経営の安定

### <主な内容>

#### 1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域の生乳の再生産を確保するため、加工原料乳向けの生乳に対して補給金を交付します。

（補給金単価：11.85円/kg、対象数量：1,950千トン（21年度））

指定生乳生産者団体補給交付金：14,119 (15,718) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：独立行政法人農畜産業振興機構

#### 2. 加工原料乳価格が低落した場合の補てんへの助成

加工原料乳価格が低落した場合に酪農家の経営安定を図るための補てんに助成します。

加工原料乳生産者経営安定対策事業：22 (22) 百万円

補助率：定額、3/4以内、1/2以内

事業実施主体：指定生乳生産者団体等

#### 3. 需要に応じた生乳生産の推進等

新たな生乳需給の安定化手法の開発及び効率的な生乳検査体制の構築等に向けた取組を支援します。

生乳流通対策推進事業：29 (37) 百万円

補助率：1/2以内

事業実施主体：民間団体

（お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987 (直))

## 25 国産チーズ供給拡大・高付加価値化対策事業

【2,914(0)百万円】

### 対策のポイント

国産チーズ向け生乳の供給を拡大するとともに、特色ある国産ナチュラルチーズの製造技術向上に必要な人材の育成及び機材整備を支援します。

### <背景／課題>

- ・ 飲用牛乳や乳製品（バター・脱脂粉乳等）の消費が減少傾向にある中、生乳の安定した需要先を確保するとともに、消費者ニーズを的確に捉えた国産乳製品の供給に努め、自給率を向上させていくことが重要。
- ・ このためには、チーズ向け生乳の供給拡大により、国内消費量の約8割を占める輸入チーズを可能な限り国産に置き換えていくための取組を着実に進めていくとともに、付加価値の高い国産ナチュラルチーズの生産体制の整備を行うことが必要。

### 政策目標

国産チーズ向け生乳の生産量  
31万トン（15年度）→86万トン（27年度）

### <主な内容>

#### 1. 国産チーズの供給拡大

チーズ向け生乳の供給量が過去3年間の平均供給量よりも拡大した場合に、その拡大数量に応じて奨励金を交付します。

国産チーズ供給拡大対策事業：2,818(0)百万円  
補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：指定生乳生産者団体

#### 2. 国産ナチュラルチーズの高付加価値化の推進

国産ナチュラルチーズの製品開発、指導者養成研修、製造技術向上に必要な器具機材の整備等を行うことにより、地域の特色あるチーズづくりに向けた取組を支援します。

国産チーズ高付加価値化対策事業：96(0)百万円  
補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：民間団体、生産者等が構成する組織

（お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課（03-3502-5987（直））

## 26 スーパーL資金等の金利負担軽減措置

【11, 201(0)百万円の内数】

### 対策のポイント

認定農業者が借り入れるスーパーL資金等の金利負担軽減措置を実施し、意欲ある農業者の育成・確保を金融面から強力に支援します。

### <背景/課題>

米国に端を発する金融危機、経済危機の影響を受け、農業者の経営は非常に厳しい状況にあります。このような中、食料の安定供給を図るためには、農作物の生産拡大に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

### 政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

### <主な内容>

平成22年度において認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

#### 1. 対象者

認定農業者

#### 2. 借入条件等

##### (1) 対象資金

スーパーL資金（ただし、安定化長期資金、円滑化貸付を除く）

農業近代化資金

※ それぞれ国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金は対象外

##### (2) 借入限度額

スーパーL資金 個人： 1億円 法人： 3億円

農業近代化資金 個人：1,800万円 法人：3,600万円

※ それぞれ500万円以下の融資は対象外

##### (3) 償還期限

スーパーL資金 25年以内（うち据置期間10年以内）

農業近代化資金 15年以内（うち据置期間7年以内）

##### (4) 融資枠

1,500億円

##### (5) 金利負担軽減幅

最大2%の引下げ（国と地方公共団体の利子助成により実質無利子化）

##### (6) 利子助成期間

貸付当初5年間

#### 3. 事業実施主体

民間団体

### <取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

【お問い合わせ先： 経営局金融調整課（03-6744-2165（直））】

## 27 農業改良資金関係事業

【91(0)百万円】

### 対策のポイント

農業経営の改善に向けたチャレンジを支援する農業改良資金について、農業者が円滑に資金調達ができるよう、貸付プロセス等の改善を図ります。

### <背景/課題>

・ 農業者の六次産業化を始めとする経営改善への取組が重要になっている中、無利子の農業改良資金の貸付プロセスの改善を図ることにより、農業者が必要とする資金を円滑に調達できるようにしていくことが重要です。

### 政策目標

主業農家の経営改善を支援するための資金の円滑な貸付け

### <主な内容>

#### 1. 農業者の新たなチャレンジに必要な資金（農業改良資金）の貸付け

生産・加工・販売分野でチャレンジ性に富む新たな取組等に必要な資金を無利子で貸し付ける農業改良資金について、農業者が一層借り入れしやすくなるよう、貸付主体を都道府県から(株)日本政策金融公庫等に移管するなど貸付プロセスを改善します。

なお、制度の運営に当たっては、国の資金の有効活用を図る観点から、特別会計からの原資貸付方式から、一般会計からの利子補給により無利子資金とする方式に変更します。

#### 制度の概要

- (1) 貸付対象者：認定農業者、主業農家等
- (2) 資金用途：施設資金等
- (3) 貸付限度額：個人18百万円 法人等50百万円
- (4) 貸付利率：無利子
- (5) 償還期限：原則10年以内(据置3年以内)
- (6) 融 資 枠：100億円※沖縄振興開発金融公庫分を含む

農業改良資金利子補給金：78(0)百万円

補助率：定額

貸付主体：(株)日本政策金融公庫

#### 2. 農業改良資金制度の円滑な運営の実施

農業者等に貸出した貸付金の償還状況等に関するデータの調査・分析を行うとともに、資金の利用促進を図るため、農業改良資金制度の改善に係る周知のための取組等を実施します。

農業改良資金制度移行円滑化推進委託費(特会)：13(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局人材育成課(03-3591-5831(直))]

## 28 農業信用補完強化事業交付金

【1,089(770)百万円】

### 対策のポイント

- 経営意欲のある農業者の資金繰り支援のため、運転資金について、無担保無保証人の700億円特別保証枠を設定します。
- 融資保険の対象金融機関に銀行及び信用金庫を追加することにより、大口資金需要者である農業法人等の資金調達チャネルを多様化します。

### <背景/課題>

農業経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、信用力の弱い農業者が資金調達をする際、担保となる物件がない肥料代等の運転資金の借入に困難を来す場合が増加しています。

また、融資保険制度は、都道府県段階の農業信用基金協会による保証保険では対応することが困難な大口融資案件について(独)農林漁業信用基金に直接保険に付すことにより、保証保険制度を補完する制度ですが、現在、対象金融機関は、農林中央金庫、信農連等に限定されています。

### 政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

### <主な内容>

#### 1. 農業経営資金繰り円滑化特別保証事業

農業経営の資金繰り円滑化のため、運転資金について、700億円の無担保無保証人の特別保証枠を設定します。これにより、農業者が民間金融機関から農業経営に必要な運転資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

農業経営資金繰り円滑化特別保証事業 230(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県農業信用基金協会

#### 2. 融資保険の充実

農業法人などの一般市中金融機関からの資金調達をより円滑化するため、融資保険の対象金融機関を銀行・信用金庫にも拡大します。これにより農業法人が一般市中金融機関から農業経営に必要な資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

融資保険基盤強化事業交付金 89(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：(独)農林漁業信用基金

#### 3. 保証保険基盤の強化

(独)農林漁業信用基金に対して、農業信用保険引受に係る財務基盤を強化するための交付金を交付することにより、農業者が必要とする資金の円滑な融通を支援します。

農業信用保証保険基盤安定事業交付金 770(770)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：(独)農林漁業信用基金

〔お問い合わせ先：経営局金融調整課(03-6744-2171(直))〕

## 29 経営体育成交付金

【8,145(0)百万円】

### 対策のポイント

経営体育成のために必要な農業用機械施設等の整備に関する各種ハード事業を整理・統合し、使い勝手の良い支援スキームとして再構築します。

### <背景／課題>

- 多様な農業経営体を育成・確保するため、経営体育成に必要な機械施設整備等への総合的な支援を、現場で利用しやすい形で実施する必要があります。

### 政策目標

認定農業者 1, 3万経営体、法人経営 250経営体、集落営農組織 2, 000経営体、新規就農青年 3, 500人を育成

### <主な内容>

経営体に対する経営支援のうち、農業用機械・施設の整備等のハード面での支援については、従来、認定農業者、集落営農、新規就農者といった対象者ごとに、別々の事業で支援してきました。今後は経営体に対する以下のようなハード支援を市町村が策定する1つの計画で一括して、複数年にわたって計画的に行えるようにします。

#### 1. 新規就農者補助

新規就農青年の経営の早期安定を図るため、農業用機械施設等導入の初期投資の軽減を支援します。

経営体育成交付金（ハード）：7,659百万円の内数  
補助率：定額（1/2以内（400万円上限））  
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会等

#### 2. 融資主体型補助

経営体が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

経営体育成交付金（ハード）：7,659百万円の内数  
補助率：定額（融資残額（3/10上限））  
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会等

#### 3. 追加的信用供与補助等

融資主体型補助に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大等を支援します。

経営体育成交付金（ソフト）：486百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県農業信用基金協会等

#### 4. 集落営農補助

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入を支援します。

経営体育成交付金（ハード）：7,659百万円の内数  
補助率：定額（1/2以内）  
事業実施主体：集落営農組織等

#### 5. 共同利用施設補助

経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要なとなる集出荷施設や加工施設等の共同利用施設の整備を支援します。

経営体育成交付金（ハード）：7,659百万円の内数  
補助率：定額（1/2以内）  
事業実施主体：市町村、JA、農業者等の組織する団体等

[お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

# 農業用機械施設等の整備を支援する事業の統合・交付金化

現在、対象者ごとに事業計画を策定し、縦割りかつ単年度ごとに実施

**新規就農定着促進事業 (H21 一次補正)**

- ・新規就農者の機械等導入の初期投資の軽減

地域担い手協議会 → 計画書 → 国に申請 (直接補助)

**地域担い手経営基盤強化 総合対策実験事業 (H21 当初・H21 一次補正)**

- ・経営体の機械等導入に対する融資残補助及び信用保証拡大を支援

地域担い手協議会 → 計画書 → 国に申請 (直接補助)

**強い農業づくり交付金のうち 集落営農育成・確保緊急整備支援 (H21 当初)**

- ・集落営農の組織化・法人化に必要な機械等導入を支援

市町村 → 計画書 → 都道府県に申請 (間接補助)

**強い農業づくり交付金のうち 経営構造対策 (H21 当初)**

- ・経営体が共同で経営改善に取り組む場合に必要となる機械等導入を支援

市町村 → 計画書 → 都道府県に申請 (間接補助)

**集落営農法人化等緊急整備推進事業 (H21 一次補正)**

- ・集落営農の組織化・法人化に必要な機械等導入を支援

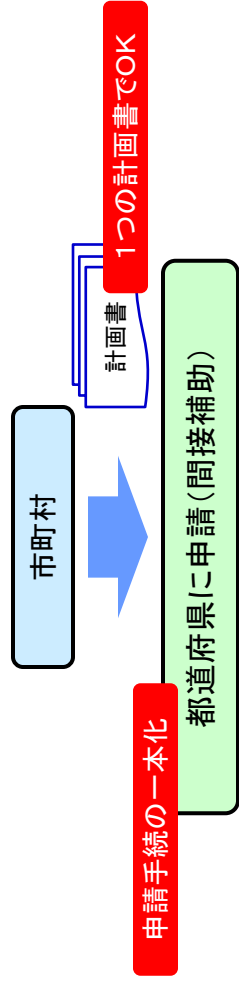
地域担い手協議会 → 計画書 → 都道府県担い手協議会に申請 (間接補助)

## 経営体に対するハード支援を行う事業を統合・交付金化

使い勝手の良い 支援スキームとして 事業を再構築

### 経営体育成交付金

- ・経営体の育成・確保のための各事業を**統合・交付金化**
- ・**市町村が策定する一つの計画のもと、複数年にわたる取組を支援** (計画書作成は初年度のみ)
- ・計画主体は市町村とし、**申請窓口を一本化**



## 30 水田・畑作経営所得安定対策（特会）

【233, 041（232, 426）百万円】

### 対策のポイント

水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るため、生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策を措置します。

### <背景／課題>

・我が国の米を中心とした水田農業などの土地利用型農業については、依然、生産構造が脆弱であることから、地域農業を支える意欲のある経営体の経営の安定化により、土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給を図ること等が課題です。

### 政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

### <主な内容>

#### 1. 生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）

##### （1）過去の生産実績に基づく支払（固定払）

102, 333（102, 333）百万円

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じ、それぞれの品目ごとに設定された面積単価に基づく一定額の支払いです。

##### （2）毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）

52, 574（52, 574）百万円

当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じ、それぞれの品目ごとに設定された数量単価に基づく支払いです。

なお、平成22年度の成績払の数量単価については、前年度と同額になります。

#### 2. 収入減少影響緩和対策（販売収入に対する補てん）

76, 404（75, 756）百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補てんの原資を負担し、補てんします。

対策加入者は、予め10%又は20%の減収に対応しうる積立金額を選択・拠出することにより、収入減少に備えることができます。

〔お問い合わせ先： 経営局経営政策課（03-3502-5601（直））〕

○ 水田・畑作経営所得安定対策は、①諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん、②収入の減少の影響を緩和するための補てんの2つの対策により、土地利用型農業を支える意欲ある経営体を支援。

## ○ 支援対象者

支援対象者は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模（面積又は所得）を有することが要件。なお、経営規模の要件については、市町村特認をはじめ地域の事態に即した様々な特例・特認も用意。

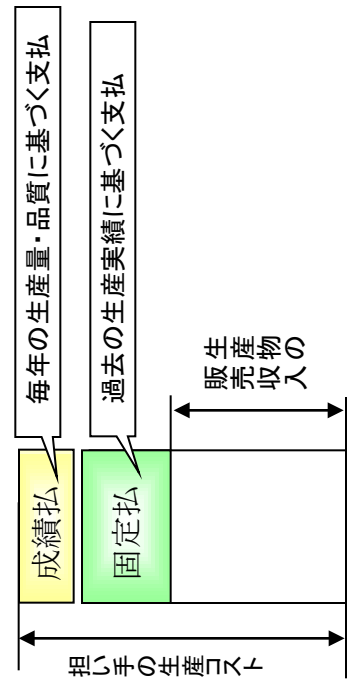
## ○ 支援の内容

### 生産条件不利補正対策

- ・ 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てん。
- ・ 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の2つの支払がある。（固定払は、平成16年から18年の3カ年に生産実績がある者が対象）

### 【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいれいしょ

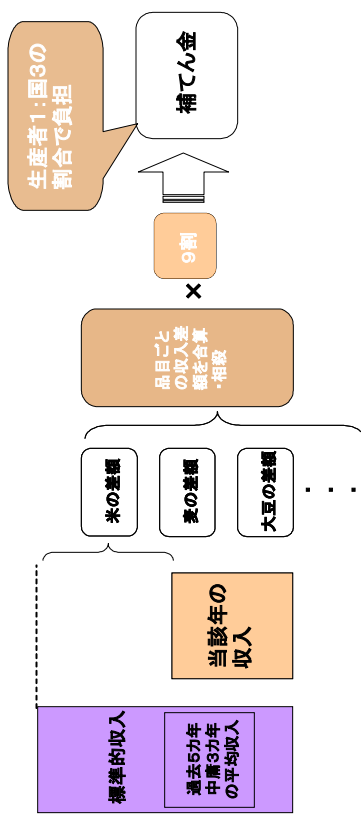


### 収入減少影響緩和対策

- ・ 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てん。
- ・ 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出。

### 【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいれいしょ



## 31 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【93, 258(99, 179) 百万円】

### 対策のポイント

農業共済事業は、農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補てんし、農業経営の安定を図る制度です。

### <背景/課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんして農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。

### 政策目標

被災農業者の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適正な運用

### <主な内容>

#### 1. 共済掛金国庫負担金 50, 385 (52, 605) 百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国庫が負担します。交付事務の簡素化のため、国の一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れられ、さらに、農業共済組合連合会又は農業共済組合（又は農業共済事業を営む市町村）に交付することにより、農業者は掛金の約1/2のみ支払えば足りるようになっています。

	補助率：1/2
農作物共済（麦）	：50～55%
家畜共済（豚）	：40%
畑作物共済（蚕繭以外）	：55%
事業実施主体：農業共済団体等	

#### 2. 農業共済事業事務費負担金 41, 885 (45, 585) 百万円

被災農業者に対する共済金支払いに係る事務処理が、迅速、適正かつ円滑に実施されるよう、農業災害補償法に基づき、農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費等）を負担します。

	補助率：定額
事業実施主体：農業共済団体	

お問い合わせ先：

1の事業 経営局保険課（03-6744-2175（直））

2の事業 経営局保険監理官（03-3591-5009（直））

## 32 農の雇用事業

【2, 115(0) 百万円】

### 対策のポイント

農業法人等が就農希望者を雇用して実施する実践的な研修を支援します。

#### <背景/課題>

・新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割以上を青年(39歳以下)が占めています。

【雇用就農者数】平成19年：7,290人(うち39歳以下4,140人)

平成20年：8,400人(うち39歳以下5,530人)

・雇用就農者の主な就業先となる農業生産法人は年々増加しています。

【農業生産法人数】

平成18年：8,412→平成19年：9,466→平成20年：10,519

### 政策目標

新規雇用就農者数(39歳以下) 毎年7千人程度

#### <主な内容>

##### 1. 就農希望者と農業法人等とのマッチングの支援

- ① 就農希望者と従業員や後継者を確保したい農業法人等とのマッチングを促進するため、求人情報等の収集・提供、個別の就業相談、法人就業相談会の全国的な開催等を行います。
- ② 農業法人等への就業後、農業知識・経験不足等による早期離職等のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、短期就業体験の実施を支援します。

##### 2. 新規雇用者の人材育成への支援

農業法人等が新規雇用者に対して実施する基礎的な技術・ノウハウを習得するための実践研修(OJT研修)等の経費の一部を助成します。

(実施規模：1,400人、研修費：上限9万7千円/月、最長12ヶ月間)

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局人材育成課 (03-3502-6469(直))]

## 33 農地制度実施円滑化事業

【10,742(5,546)百万円】

### 対策のポイント

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

### <背景／課題>

農地法等改正法に伴って、今後、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割がますます重要となることから、農業委員会の機能が十分に発揮されるよう支援する必要があります。

### 政策目標

農業委員会による新たな農地制度の適切な運用

### <主な内容>

1. 農地制度実施円滑化事業費補助金 5,259(60)百万円  
農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要な経費を支援。
2. 農地調整費交付金 118(96)百万円  
都道府県知事による農地の利用関係の調整等に必要な経費を支援。
3. 全国農業会議所事業 35(42)百万円  
全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査、新たな農地制度の周知等に必要経費を支援。
4. 農業委員会交付金 4,776(4,776)百万円  
農業委員会法に基づき、農業委員会の事務を適切に行えるよう農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付。
5. 都道府県農業会議会議員手当等負担金 553(572)百万円  
農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担。

補助率：10/10、定額、1/2以内  
事業実施主体：農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所等

[お問い合わせ先：経営局構造改善課 (03-6744-2152 (直))]

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

## ～農業委員会の体制整備の強化～

### ○農地制度実施円滑化事業費補助金

農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要経費を支援

・農地の利用関係の調整

〔農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介  
権利移動の許可取消し等による農地のあっせん 等〕

・農地の利用状況調査

・農地基本台帳の整備

・農地相談員の設置

・改正農地法の周知

等

### ○農業委員会交付金

農業委員会法に基づき、農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付

### ○農地調整費交付金

都道府県知事による農地の利用関係の調整等に必要経費を支援

### ○都道府県農業会議会議員手当等負担金

農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担

### ○全国農業会議所事業費

全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査や新たな農地制度の周知等に必要経費を支援



## 34 農地利用集積事業（特会）

【4, 002（7, 561）百万円】

### 対策のポイント

面的集積組織が行う調整活動を支援します。

### <背景／課題>

農地法等改正法により、経営体が農地を使いやすくなるよう、農地を面的にまとめていく法律上の仕組み（農地利用集積円滑化事業）が創設されました。

この仕組みの中で、農地の貸借を仲介する組織（農地利用集積円滑化団体）が行う調整活動を後押ししていく必要があります。

### 政策目標

農地の利用集積面積：平成22年度1.5万ha

### <主な内容>

1. 農地利用集積円滑化団体（市町村、市町村公社、農業協同組合等）が行う調整活動を支援します。具体的には、
  - (1) 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）により利用権設定された農地の面積に応じて交付金（2万円/10a）を交付します。交付金は、農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用することができます。
  - (2) 農地利用集積円滑化団体が農地の利用調整を行う専門家を設置する場合は、その設置費を助成します。
2. 農地の受け手が引き受けた農地を耕作するために必要な小規模基盤整備（石礫除去、畦畔除去等）、特定農業法人の農業資材購入の経費等を助成します。
3. 都道府県及び市町村が行う農地利用集積円滑化事業の推進に要する経費を助成します。

補助率：定額、1／2以内  
実施主体：農地利用集積円滑化団体、市町村、都道府県

[お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

# 農地利用集積事業

〔平成22年度概算決定額〕  
40億円

経営する農地が  
分散している状況

## 農地利用集積円滑化団体 (面的集積組織) による調整活動



- 例えば、
- ① 地域の農地事情に精通し具体的な利用調整を行う専門家の配置
  - ② 集落座談会を開催し、現在の農地の利用状況と今後の利用について話し合い
  - ③ 農地の貸し手・借り手に取組参加を奨励（奨励金の交付等）
  - ④ 農地の貸借についての意向調査
  - ⑤ 農地を面的にまとめる計画を作成 など

→ 集積組織が面的にまとめて貸付け

農地を面的にまとめて、  
経営体がいじやすく

- 1 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）により**利用権設定された農地の面積に応じて交付金（2万円/10a）を交付**します。  
交付金は、農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用することができます。
- 2 農地利用集積円滑化団体が農地の**利用調整を行う専門家を設置する場合は、その設置費を助成**します。

このほか、農地引受に伴う小規模基盤整備費、特定農業法人の農業資材購入経費、市町村推進費等を助成

## 35 中山間地域等直接支払交付金

【26,474(23,446)百万円】

### 対策のポイント

中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直し、新たに第3期対策として実施します。

### <背景/課題>

- ・ 中山間地域は、総農地面積、総農家数の約4割を占めるなど我が国の農業・農村の中で重要な地域であるとともに、国土の保全、水源のかん養等の多面的な機能を果たしています。
- ・ しかしながら、中山間地域は高齢化の進行が著しく、このままでは多くの高齢農家において農業生産活動が困難となり、耕作放棄地が増加することが懸念されます。

### 政策目標

高齢化に配慮した制度の見直し等により保全される協定農用地面積の維持・拡大（H20年度実績66.4万ha）

### <主な内容>

#### 1. 中山間地域等直接支払交付金 26,100(23,100)百万円

高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を要件とするなど、より取り組みやすい制度に見直し、引き続き農業者等へ交付金を交付します。

(田(急):21,000円/10a、畑(急)11,500円/10a 等)

補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体

#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 374(346)百万円

高齢化の進行を踏まえ、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村の地域農業者等への支援体制を強化します。

補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体

お問い合わせ先：  
農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359(直))

中山間地域等直接支払制度の見直しの概要

【26,474(23,446)百万円】

見直しのポイント

新対策の概要

◎ 山あいには点在する飛び地や小団地等の協定取り込みを推進します。

◎ 高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を推進します。

◎ 小規模・高齢化集落の農用地の保全に向けた取組を推進します。

◎ 〔対象農用地及び交付単価〕

【急傾斜地】(田)



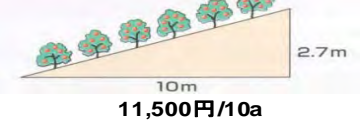
21,000円/10a

【緩傾斜地】(田)



8,000円/10a

(畑)



11,500円/10a

【緩傾斜地】(畑)



3,500円/10a

【1ha以上の一団の農用地要件】(新対策)

■ 集落協定に基づき農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の団地等であっても、一団の農用地として取り扱うことができます。

◎ 〔対象行為〕

作業1 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動

作業2 ① 担い手の育成など、より前向きな取組 (ステップアップ型)

② 共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」 (集团的サポート型) [新設]

※ 作業1 のみの場合は8割単価

◎ 〔加算措置〕

従来の加算措置に加え、「小規模・高齢化集落支援加算」を新設  
単価：田4,500円/10a、畑1,800円/10a

< 集落協定に基づく共同取組活動の例 >

(農用地の保全)



協定参加者全員による法面の草刈り

(自然生態系の保全)



小学校と連携した体験農園

(保健休養機能の活用)



田植えの体験活動による都市との交流

中山間地域等直接支払交付金	26,100	(23,100)	百万円
中山間地域等直接支払推進交付金	374	(346)	百万円

## 36 農地・水・環境保全向上対策

【[所要額] 27, 275 (26, 115) 百万円】

### 対策のポイント

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

### <背景/課題>

- ・農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となってきました。
- ・また、環境問題への国民の関心が高まる中で、我が国農業を環境保全を重視したものに転換することが求められています。
- ・これらを踏まえ平成19年度に創設された農地・水・環境保全向上対策の実施にあたっては、効果や課題を適切に検証し、広く国民の理解を求めながら推進することが必要です。

### 政策目標

地域資源の保全のための共同活動等に取り組む面積の維持・拡大  
(H20年度実績136万ha)

### <主な内容>

#### 1. 農地・水・環境保全向上対策

【所要額】 27, 202 (26, 095) 百万円

農地・農業用水等の資源を保全・向上する地域ぐるみの共同活動と化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

（補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等）  
事業実施主体：地域協議会、地方公共団体）

#### 2. 農地・水・環境保全向上対策評価検討事業

##### (1) 農地・水・環境保全向上対策の評価に関する検討調査委託

29 (20) 百万円

農地・水・環境保全向上対策の定量的・定性的な効果について調査・分析を実施します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：国）

##### (2) 農地・水・環境保全向上対策環境保全型農業推進調査事業

44 (0) 百万円

環境保全効果の高い多様な農業生産方式の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：民間団体）

お問い合わせ先：

- 1、2 (1) の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447 (直))  
2 (2) の事業 生産局農業環境対策課 (03-3593-6495 (直))

# 農地・水・環境保全向上対策

【〔所要額〕 27,275 (26,115) 百万円】

## 農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

### 現 状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり

### 課 題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要

## 農地・水等の資源や環境の保全に向けた取組の推進

### 農地・水・環境保全向上対策

- ・ 地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援

共同活動支援交付金【非公共】～継続～  
〔所要額〕 22,697 (21,712) 百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が行う地域共同の取組を支援



水路の泥上げ



生き物調査

一体的な実施

営農活動支援交付金【非公共】～継続～  
〔所要額〕 3,530 (2,771) 百万円

- ・ 地域でまとまって化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動等を支援



浅水代かきによる濁水の排出抑制



フェロモ剤による害虫防除

### これまでの実績

#### 【全国の取組状況】

##### <共同活動支援>

活動組織数	取組面積
18,973	1,361千ha

##### <営農活動支援>

活動組織数	取組面積
2,574	61千ha

注1：平成20年度実績の数値。

注2：営農活動支援の数値は、共同活動支援の各数値の内数。

#### 【全国の対象施設数】

開水路(km)	パイプライン(km)	農道(km)	ため池(箇所)
236,732	44,120	163,050	29,235

#### 【活動組織の構成員】

農業者		非農業者	
個人(人)	団体	個人(人)	団体
1,107,967	15,049	238,849	111,364

注1：平成20年度実績の数値。

注2：農業者個人には農業者団体に属する人数も含まれる。

農地・水・環境保全向上活動推進交付金【非公共】～継続～  
974 (1,612) 百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な実施を促進

農地・水・環境保全向上対策の評価に関する検討調査【非公共】～拡充～  
29 (20) 百万円

- ・ 農地・水・環境保全向上対策の定量的・定性的な効果について調査・分析を実施

農地・水・環境保全向上対策環境保全型農業推進調査事業【非公共】～新規～  
44 (0) 百万円

- ・ 環境保全効果の高い多様な農業生産方式の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施

## 農地・農業用水等の資源や環境の適切な保全と質的向上

## 37 活力ある農山漁村づくり推進事業

【1, 103 (2, 001) 百万円】

### 対策のポイント

地域内外の多様な主体により行われる、地域資源を活用した農山漁村の活性化等を図る取組について、その活動経費等を助成します。

### <背景/課題>

- ・農山漁村は、国土の保全や良好な景観の形成、文化の継承といった役割の発揮の場となっている一方、過疎化及び高齢化の進行、農業従事者の減少、生産農業所得の減少等により、その活力が低下しています。
- ・こうした状況を踏まえ、地域資源の活用等による農山漁村の活性化を推進するため、地域における活動への都市部からの参加希望者も含めた人材の育成・確保の取組や、教育の場として農山漁村を活用する取組を促進することが必要です。

### 政策目標

- 農山漁村の活性化を担う人材を安定的に確保・育成するためのモデル的な仕組みの構築
- 毎年約120万人（1学年規模）の小学生が農山漁村における長期宿泊体験活動を行えるよう、全国500の受入地域を整備

### <主な内容>

#### 1. 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業（「田舎で働き隊！」事業）

農村地域での活動を希望する人材の募集、農村地域と人材のマッチング、地域資源を活用した農山漁村活性化の企画・運営に関する実践研修（研修生200名を派遣予定）等について、その活動に要する経費を助成します（研修生1人につき標準14万円/月（1/2補助）の研修手当等）。

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業 471(199)百万円  
補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：民間団体

#### 2. 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金

全国の小学校における「子ども農山漁村交流プロジェクト」の本格実施に向けて、受入地域の体制整備を図るほか、連携活動の強化、地域リーダーの育成等に係る経費を助成します。

子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金 388(640)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

#### （子ども農山漁村交流プロジェクトとは）

総務省、文部科学省と連携して、将来的に、全国の小学生が農山漁村を訪れ、長期の宿泊体験活動を行うことを目的として、平成20年度から実施している取組のことです。

お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946（直））

## 38 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業

【1, 493 (912) 百万円】

### 対策のポイント

農村地域の再生可能エネルギー利活用を積極的に支援し、農村地域の新たな価値の創出や活性化を緊急的に促進します。

### <背景／課題>

- ・平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年を約6.2%上回っており、京都議定書における6.0%の削減約束の達成は非常に厳しい状況にあります。
- ・農村地域に豊富に賦存する農業用水、太陽光、風力といった再生可能エネルギーの利活用を積極的に支援し、農業関連施設の維持管理費の軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減や、これによる農村の新たな価値の創出・活性化が求められています。

### 政策目標

年間発電量約4千万kWh/年の再生可能エネルギー供給施設の事業化  
(平成25年度)

### <主な内容>

#### 1. 再生可能エネルギー導入支援事業

農業関連施設に設置する太陽光発電等の導入の円滑化を図るため、必要となる研修、調査・設計等を支援します。

再生可能エネルギー導入支援事業353(0)百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

#### 2. 農業水利施設利用小水力発電導入促進事業

農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進するため、必要となる研修、調査・設計、低コスト発電実証等を支援します。

農業水利施設利用小水力発電導入促進事業511(11)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体、都道府県土地改良事業団体連合会

#### 3. 低炭素むらづくりモデル支援事業

温室効果ガス排出削減に資する農業関連施設整備の在り方のモデル的な検討等を支援します。

低炭素むらづくりモデル支援事業629(883)百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体、地域協議会

お問い合わせ先：

1、3の事業 農村振興局農村整備官 (03-6744-2209 (直))  
2の事業 農村振興局水資源課 (03-3501-6246 (直))

# 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業の概要

【1,493(912)百万円】

- 農村地域の再生可能エネルギー利活用を積極的に支援し、農村地域の新たな価値の創出や活性化を緊急的に促進します。

## 農村地域における再生可能エネルギー利活用状況と課題

### 現 状

- 我が国の温室効果ガス排出量は依然増加傾向であり、京都議定書第1約束期間の6%削減の達成は厳しい状況
- 再生可能エネルギーの有効活用等は、維持管理費の削減のみならず、原油高騰により顕在化した石油依存型農業を改善し、低炭素型の地域づくりに貢献するものとして期待されている

### 課 題

農村地域に豊富に賦存する資源や再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガスの排出削減の一層の推進、及び、再生可能エネルギーの活用を通じた農村の新たな価値の創出・活性化が必要

## 農村地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用した施設の整備に当たって必要となる調査設計や協議手続き等への支援を実施

### 1. 再生可能エネルギー導入支援事業

～新規～ 353(0)百万円

#### (1) 個別地区支援事業

農業関連関係施設に設置する太陽光発電等、供給施設整備に必要な次の調査・設計や協議等を支援。

①概略設計支援、②基本設計支援、③協議・手続き支援

#### (2) 全国推進事業

個別地区支援事業の助言指導等を実施するとともに、これらの成果を取りまとめ。

### 2. 農業水利施設利用小水力発電導入促進事業

～拡充～ 511(11)百万円

#### (1) 小水力発電工事等技術強化対策事業

農業水利施設を活用した小水力発電の専門知識を有する技術者による技術指導や研修を実施。

#### (2) 導入技術支援事業

農業水利施設を活用した小水力発電の概略設計、協議等を支援。

#### (3) 低コスト発電施設実証事業

低コストの実証施設を設置し、技術性・経済性を検証。また発生電力の活用策を検討。

### 3. 低炭素むらづくりモデル支援事業

～継続～ 629(883)百万円

#### (1) 全国事業

温室効果ガス排出量の把握・評価手法を構築し、農業関係施設整備のあり方をとりまとめ。

#### (2) モデル事業

温室効果ガス排出削減に資する農業関係施設整備のあり方をモデル的に検証。

①ハード；温室効果ガス排出削減に資する自然エネルギー供給施設及び需要施設等の整備。

②ソフト；温室効果ガス削減計画の策定、温室効果ガス排出量の把握・評価等を支援。



農業関連施設に設置した太陽光発電



農業水利施設を活用した小水力発電



農業関連施設に供給する風力発電

平成25年度までに年間発電量約4千万kWh/年の再生可能エネルギー供給施設の事業化

## 39 農山漁村定住・交流活性化交付金

【25, 244 (35, 553) 百万円】

### 対策のポイント

定住・交流を通じた農山漁村の活性化を図る施設整備等の取組を支援します。

### <背景／課題>

農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、都市と農村の交流を推進することが必要です。

### 政策目標

全国1,000以上の市町村で活性化に向けた新たな取組を創出

### <主な内容>

#### 1. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援します。実施できる事業の内容は以下の通りです。

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備
- ② 定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備
- ③ 地域間交流の拠点となる施設の整備 等

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金24, 591 (34, 915) 百万円  
補助率：定額 (定額、1/2等)  
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等

#### 2. 広域連携共生・対流等対策交付金

都道府県域を越えた都市と農山漁村の交流や都市農業の振興を図るため、NPO法人等の民間団体に対し公募方式で国から直接支援します。

- ① 都市と農山漁村の連携による交流活動等を実施する広域連携プロジェクトや市民農園の開設促進等の取組
- ② これらの取組の推進に必要となる市民農園、交流施設等の施設の整備

広域連携共生・対流等対策交付金653 (638) 百万円  
補助率：定額 (定額、1/2等)  
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- 1の事業 農村振興局農村整備官 (03-3501-0814 (直))
- 2の事業 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0030 (直))